

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	仰木太鼓会館
委 託 業 務 名	「大津市仰木太鼓会館」管理業務委託
委託業務場所	大津市仰木四丁目 2 番 5 0 号
概 要	「大津市仰木太鼓会館」の管理
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1, 0 4 8, 2 4 5 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市仰木四丁目 1 5 番 1 1 号 〔名 称〕 仰木太鼓保存会
契約相手方の選 定 理 由	大津市仰木太鼓会館は、大津市指定無形民俗文化財である仰木太鼓の伝承と活用を図り、地域の歴史や文化の理解並びに市民文化の向上に資するために開設された施設である。 同会館の日常管理にあたっては、太鼓の練習が円滑に行われるための効率的な管理とともに、常設している仰木太鼓の紛失、毀損等がないよう適切な管理を行うことが必要である。 仰木太鼓保存会は、仰木太鼓の習得を通して郷土愛と意識を育て保存・伝承のために設置され演奏活動を行っている唯一の団体であることから仰木太鼓保存会に業務委託することが適切かつ妥当である。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。